

## 資料編

---

# 1. 諮問・答申

## 1 諮問書

諮問第3号  
令和7年3月27日

播磨町長期総合計画審議会  
会長 田端 和彦 様

播磨町長 佐伯 謙作

### 第5次播磨町総合計画後期基本計画策定について（諮問）

本町は、令和3年度に策定しました第5次播磨町総合計画において、目指す将来像を「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！みんなでつくるふるさと はりま」と定め、その中で令和7年度までを計画期間とする前期基本計画を策定し、まちづくりを進めています。

また、その前期基本計画の戦略プロジェクトとして、「第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策について様々な施策を実施しています。

この前期基本計画の推進にあたっては、毎年度施策評価を実施し、その取組の方向性を確認しているところです。

これらを踏まえ、これまでの成果や課題を検証する中で、住民ニーズや社会経済情勢の変化に対応し、住みよいまちづくりを進めるために令和8年度から令和12年度までの後期基本計画を策定します。

つきましては、後期基本計画の策定について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

## 2 答申書

令和7年11月14日

播磨町長 佐伯 謙作 様

播磨町長期総合計画審議会  
会長 田端 和彦

### 第5次播磨町総合計画後期基本計画策定について（答申）

令和7年3月27日に諮問のありました第5次播磨町総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添「第5次播磨町総合計画後期基本計画（案）」は適当であるとの結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

なお、今後、計画の推進にあたっては、この答申及び審議会の過程で各委員から出された意見を十分に尊重いただき、まちの将来像「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！みんなでつくるふるさと はりま」の実現に努められるよう要望いたします。

### 記

- 1 本計画を広く住民に周知するとともに、必要な情報が必要な人へ行きわたるよう情報発信の充実に努められたい。
- 2 多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、協働によるまちづくりへの取組を促進するように図られたい。
- 3 行政サービスの向上や行政事務の改善に向けて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な事業実施に努められたい。
- 4 後期基本計画に掲げられた目標の達成のために、適時 PDCA サイクルによる具体的な見直しを行い、着実な事業実施に努められたい。
- 5 行財政改革の着実な実施に向けて、国や県等の支援策を積極的に活用するほか、様々な行政課題に対応できる柔軟な組織体制の確立に努められたい。

以上

## 2.播磨町長期総合計画審議会

### 1 播磨町長期総合計画審議会委員名簿

会長◎ 副会長○

番号	所属等	氏名
1	兵庫大学	◎田端 和彦
2	甲南大学	○足立 泰美
3	播磨町商工会	寶木 和恵
4	はまなす	小崎 碧華
5	播磨町社会福祉協議会	宮尾 尚子
6	播磨町自治会連合会	松下 嘉城
7	NPO法人スポーツクラブ 21 はりま	塚崎 早苗
8	播磨町連合婦人会	中村 まさみ
9	(公社)加古郡広域シルバー人材センター	津村 道彦
10	人権擁護委員	尾崎 直美
11	社会教育委員	長谷川 美智子
12	教育委員	米津 実千代
13	播磨町ふるさとPR大使	岡部 祐希
14	住民委員	長谷川 有里

(順不同、敬称略)



### 2 播磨町長期総合計画審議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査の委託)

第5条 町長は、特に専門的な調査研究の必要がある事項について審議会の意見によりその一部を他の機関に委託することができる。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月8日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

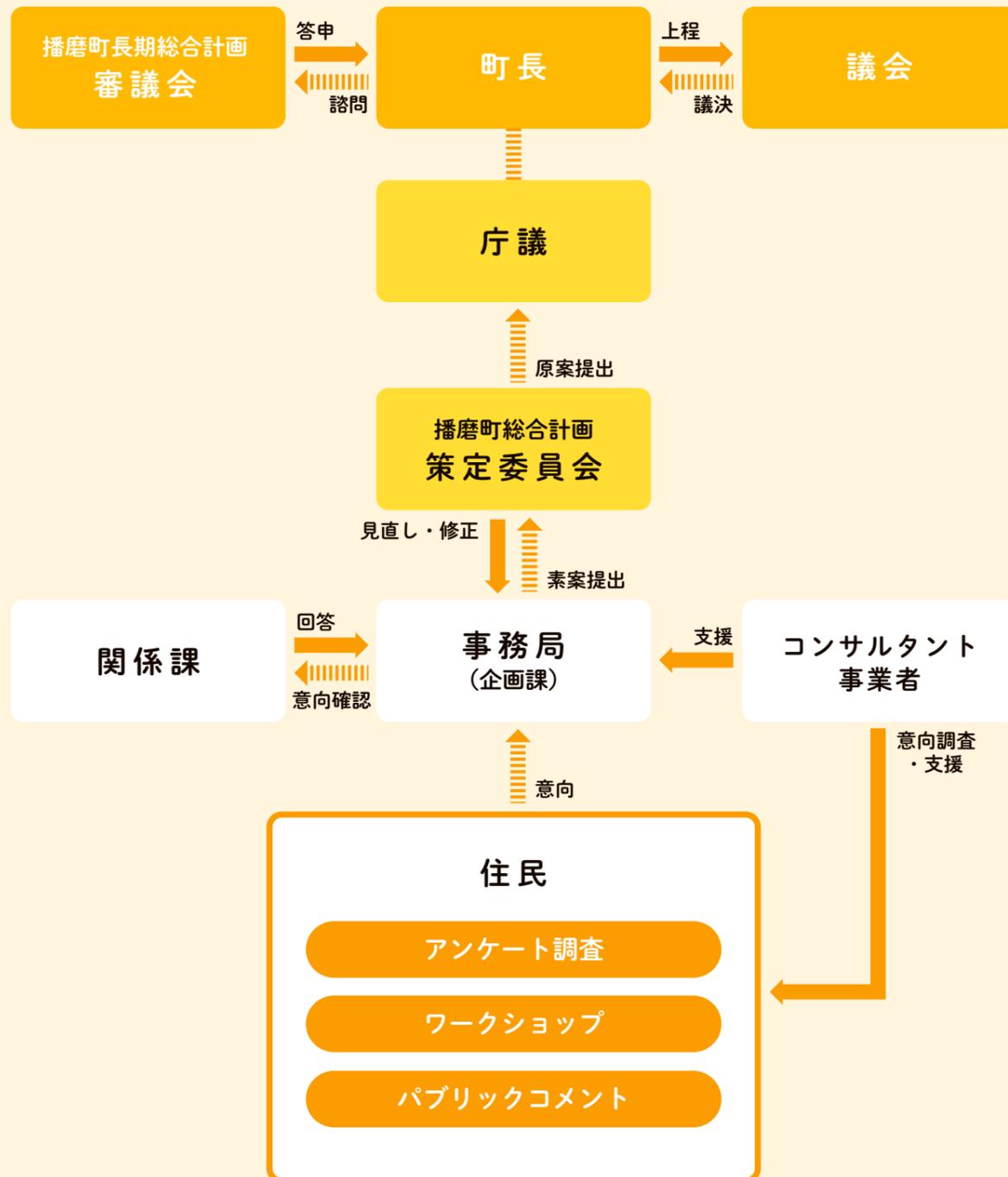
附 則（平成17年6月9日条例第19号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第30号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

### 3. 策定体制



### 4. 策定の経緯

#### 【令和6年度】

年月日	会議等	内容
令和6年 12月24日	職員研修	・総合計画と総合戦略について ・まちづくりカードゲームHTTF（ハリマ・トウ・ザ・フューチャー）
令和7年 2月14日～ 3月7日	アンケート調査の実施	・事業所アンケート
2月27日	第1回 総合計画策定委員会	・基礎調査について ・人口動向分析について ・前期基本計画評価結果について
3月7日	庁議	・基礎調査について ・人口動向分析について ・前期基本計画評価結果について
3月7日	総合戦略推進本部会議	・第2期総合戦略の進捗状況について
3月25日	総合戦略推進会議	・第2期総合戦略の進捗状況について
3月27日	第1回 長期総合計画審議会	・諮問書の手交 ・後期基本計画策定方針について ・基礎調査について ・人口動向分析について ・前期基本計画評価結果について

#### 【令和7年度】

年月日	会議等	内容
令和7年 4月10日～ 9月30日	アンケート調査の実施	・転入者アンケート
4月24日	トップインタビュー	・町長に今後のまちづくりについてヒアリング
5月1日～ 31日	アンケート調査の実施	・住民アンケート
5月19日	総務建設常任委員会	・策定スケジュールについて ・前期基本計画評価結果について
5月27日	第2回 総合計画策定委員会	・後期基本計画骨子案について ・人口推計について
6月2日	庁内説明会	・後期基本計画骨子案について
6月16日	庁議	・後期基本計画骨子案について ・人口推計について
6月18日	庁内ヒアリング	・後期基本計画骨子案について
6月30日	第2回 長期総合計画審議会	・後期基本計画骨子案について

#### 4.策定の経緯

年月日	会議等	内容
7月5日	ワークショップ	・子育て世代
7月9日	ワークショップ	・学生（兵庫大学、播磨南高等学校）
7月11日	ワークショップ	・シニア世代
7月25日	第3回 総合計画策定委員会	・後期基本計画素案について ・第3期総合戦略素案について
7月30日	職員研修・ワークショップ	・ロジックモデルの研修 ・施策立案のワークショップ
8月7日	庁議	・後期基本計画素案について
8月22日	第3回 長期総合計画審議会	・後期基本計画素案について ・人口推計について ・パブリックコメントの実施について
9月9日～ 10月8日	意見募集	・パブリックコメントの実施
9月19日	総合戦略推進本部会議	・第3期総合戦略素案について
9月24日	総合戦略推進会議	・人口推計について ・第3期総合戦略素案について
10月2日	総務建設常任委員会	・後期基本計画素案について
10月17日	第4回 総合計画策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画原案について
10月23日	庁議	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画原案について
11月14日	第4回 長期総合計画審議会	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画原案について ・答申書案について
11月14日	答申書手交	・長期総合計画審議会から答申
11月20日	庁議	・後期基本計画策定に係る議案について
12月2日	12月定例会	・上程、可決

#### 5.ワークショップの実施概要

##### 1 実施目的

「こんなハリマになってほしい!」「ハリマの未来をかなえます!」をテーマとして、住民の方々からは希望する暮らし方やその実現に向けてどのような取り組みをしているか、また、何があれば播磨町で実現できるかをうかがう機会として、行政職員からはその実現に向けてどのようなことができるかを考える機会として実施しました。

##### 2 実施対象

子育て世代

学生  
(兵庫大学、播磨南高等学校)

シニア世代

行政職員

##### 3 全体像

住民より、希望する将来のあり方について検討

子育て世代WS

学生WS

シニア世代WS

行政職員WS

住民より挙げられた意見を踏まえ、総合計画・総合戦略に反映できる施策のアイデア検討

住民の希望の実現や団体の活動支援、住民の自助を計画等に反映

計画・戦略への反映

協働の視点の追記

支援策の立案



4 実施結果

①住民参加ワークショップ

開催：令和7年7月5日(子育て世代)  
 令和7年7月9日(学生)  
 令和7年7月11日(シニア世代)



参加者：5名(子育て世代)  
 28名(学生)  
 14名(シニア世代)

内容：「こんなハリマになってほしい!」をテーマに、「つながり」「仕事」「成長」「元気」といった4つの視点から、「理想の暮らし」「がんばっていること」「応援してほしいこと」を整理しました。

■一部意見の紹介(整理後)

視点	意見の抜粋
つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者までみんなが見守り合う(子育て世代)</li> <li>・「年齢関係なく挨拶をしたら返してくれる町に暮らしたい」(学生)</li> <li>・「世代を超えた交流のチャンスを大切にしたい」(シニア)</li> <li>・「いろいろな人と楽しく相談できる町で暮らしたい」(学生)</li> <li>・「多世代が交流、相談できる場所が欲しい」(学生)</li> <li>・「昔から続く祭りを若い人につなげたい」(シニア)</li> <li>・「地域の人々が交流できる場所をもっと作ってほしい」(学生)</li> </ul>
仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地元の企業で働きたい」「戻ってきて働ける町に」(学生)</li> <li>・「地元企業と気軽に交流できる場が欲しい」(学生)</li> <li>・「播磨の歴史に触れながら仕事がしたい」(学生)</li> <li>・「播磨町の仕事のやりがいを知る説明会をしてほしい」(学生)</li> </ul>
成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町のイベントやサークルにもっと参加しやすく」(子育て世代)</li> <li>・「若いうちから海外について知れる環境が欲しい」(学生)</li> <li>・「地域のプロジェクトに参加している」(学生)</li> <li>・「子ども対象のボランティアに関わっている」(シニア)</li> </ul>
元気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎日笑顔で健康に生きたい」(学生)</li> <li>・「散歩や軽スポーツを楽しむ」(シニア)</li> <li>・「運動施設があれば友人と体を動かせる」(学生)</li> <li>・「毎朝ラジオ体操やストレッチをしている」(シニア)</li> </ul>

②行政職員ワークショップ

開催：令和7年7月30日 参加者：18名

内容：「ハリマの未来をかなえます!」をテーマに、ロジックモデルの考え方を踏まえつつ、住民ワークショップで挙げられた意見から目標や必要な手段を検討しました。

■ワークショップの検討結果

ゴール	多世代が自然と交流し、支え合えるまち(つながり)		
中間成果	地域の催しや参加者が増える(行動の変化)	自分とは違う世代の人とかかわりたいと思う人が増える(意識の変化)	地域の中で多様な大人や経験者となつがる機会が増える(関係性の変化)
取組の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセンでミニ四駆やペイブレード大会</li> <li>・コミセンでスイッチ大会</li> <li>・コミセンでお菓子づくり教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセンの畑で町民農園</li> <li>・大人が集まって子どもがやりたいことをかなえてあげる会</li> <li>・高齢者から子・孫世代への料理教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館講座の開催</li> <li>・公民館でお酒を楽しむ会</li> <li>・公民館(コミセン)で年越しイベント(泊まりで)</li> </ul>
ゴール	地元の企業・産業とつながり、働きがいを感じられるまち(仕事)		
中間成果	あらゆる年代で地元企業とつながる機会がある	地元企業が積極的に自身の企業をPRできる機会がある	企業が住民とつながろうとする意識が増えるような取組をしている
取組の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライやるウィーク</li> <li>・新島企業の社会科見学の積極的な受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税</li> <li>・企業紹介のガイドブック/ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内企業の合同説明会</li> <li>・中1向け町内企業説明会</li> <li>・OB・OG訪問 最初の連絡先を役場が教えてあげる</li> </ul>
ゴール	地域とつながる体験を通じ、学ぶことができるまち(成長)		
中間成果	海外交流のための地域コミュニティの創設	幅広い世代が学べるイベントの創設	地域イベントに参加するボランティアが増加している
取組の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導、国際交流(調理実習等)</li> <li>・海外の人とパーティ</li> <li>・オンラインでの海外交流(ライマ市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeでイベントの紹介</li> <li>・見守りタグを使ったイベント</li> <li>・多様なニーズに応じた居場所づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡まつりや春風フェスのボランティア活動</li> <li>・ボランティアに絞った活動報告</li> <li>・ボランティアとイベントやサークルのマッチング(オンライン)</li> </ul>
ゴール	日常に運動・交流が溶け込んだまち(元気)		
中間成果	子育て世代で運動している人が増加	運動施設の認知度UP!	スポーツで交流を深める
取組の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子DEスポーツ</li> <li>・ラジオ体操</li> <li>・人工島サイクリング</li> <li>・スポーツタイムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS、広報、各企業の社内報、学校園でのお知らせで周知</li> <li>・スポーツ施設でスポーツに興味のない人もこれるイベント</li> <li>・親善大使にPRしてもらおう</li> <li>・いきいきセンターで子どもの一時預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ大会の開催</li> <li>・パドミントン後のお茶会</li> <li>・町民運動会</li> <li>・コミセン単位で小さなスポーツイベント</li> </ul>

## 6.SDGsとの関係

### 第5次播磨町総合計画に位置付けた26のまちづくり分野とSDGsの17の目標との関係

「誰一人取り残されない」持続可能なまちの実現に向け、播磨町総合計画においてもSDGsの達成に向けた取組を推進していきます。

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
																				
分野			ビジョン																	
基本政策1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと																				
〈方向性1〉 安心して暮らせるまちへ (保健・福祉)	1 地域福祉の充実	誰もが地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくり	●	●	●		●					●						●	●	
	2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	いきいきとみんなで健康に過ごせるまちづくり		●	●															●
	3 子育て支援の充実	地域全体で安心して子育てができるまちづくり	●	●	●	●	●				●		●						●	●
	4 高齢者福祉の充実	高齢者がいきいきと地域で暮らしていけるまちづくり	●		●						●		●						●	●
	5 障がい者福祉の充実	誰もが共に支え合い、暮らす共生のまちづくり	●		●	●					●		●						●	●
	6 健全な保険制度の運営	健全かつ適正な保険事業をめざすまちづくり	●		●															●
〈方向性2〉 安全に暮らせるまちへ (防災・防犯)	1 消防・防災体制の強化	災害に強い防災・減災のまちづくり											●		●				●	
	2 防犯対策の充実	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり											●					●	●	
	3 消費者安全の推進	消費生活を安全に行えるまちづくり											●	●				●	●	
	4 交通安全対策の充実	交通事故ゼロをめざし、誰もが安全に暮らせるまちづくり			●									●						●
基本政策2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと																				
〈方向性1〉 うるおいのあるまちへ (都市基盤・住環境)	1 市街地の整備	安全で快適に暮らせるまちづくり										●	●		●				●	
	2 公共交通の維持・確保	地域公共交通を維持し、誰もが安心して外出できるまちづくり							●			●	●							●
	3 道路・交通ネットワークの維持・整備	安全な交通を確保したまちづくり										●	●							●
	4 上・下水道の整備	ライフラインの安定したまちづくり						●				●	●		●	●				●
	5 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくり			●								●	●						●
	6 公園緑地と水辺環境の保全	水と緑を活かしたうるおいのあるまちづくり			●				●	●			●		●			●		●
	7 生活環境の向上	生活環境を良好に保つまちづくり							●	●			●	●	●	●	●	●		●
	8 ごみの減量・リサイクル活動の推進	環境への負荷が少ない資源循環型のまちづくり								●			●	●	●	●	●	●		●
〈方向性2〉 活力のあるまちへ (産業・就業)	1 農漁業の振興	地域の農水産を維持するまちづくり		●							●	●		●		●	●		●	
	2 商工業の振興	地元産業の活性化を図るまちづくり									●	●		●					●	
基本政策3 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと																				
〈方向性1〉 人を育むまちへ (教育・文化)	1 子どもたちの学びの充実	豊かな心と生きる力を育むまちづくり	●		●	●	●					●							●	●
	2 生涯学習の充実	誰もが夢や目標に向かい、生きがいを持って暮らせるまちづくり			●	●														●
	3 歴史・文化遺産の保存と活用	歴史・文化遺産を活用した魅力あるまちづくり				●							●							●
	4 多文化共生・人権教育の推進	多文化共生と人権・平和を尊重するまちづくり				●	●						●						●	●
〈方向性2〉 人がつながるまちへ (協働・行政)	1 地域活動の活性化と住民協働の推進	みんなが主役で、みんなで協働するまちづくり										●	●						●	●
	2 健全な行財政運営	持続可能な行財政運営を進めるまちづくり					●			●	●								●	●

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

目標 (ゴール)	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p><b>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p><b>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p><b>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p><b>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p><b>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う</b></p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p><b>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p><b>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p><b>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p><b>【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標 (ゴール)	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p><b>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上で自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p><b>【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p><b>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p><b>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p><b>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p><b>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p><b>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上で自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p><b>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</b></p> <p>自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体と協働関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：UCLG (United Cities and Local Governments)「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - (2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

## 7.基本計画と総合戦略の対応関係一覧

分野	ビジョン	目標	総合戦略		
			基本目標1	基本目標2	基本目標3
<b>基本政策1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと</b>					
方向性1 安心して暮らせるまちへ（保健・福祉）					
1 地域福祉の充実	誰もが地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくり	目標1 包括的・総合的相談支援体制の充実を図る 目標2 住民相互の助け合いを推進する 目標3 権利擁護支援体制の充実を図る			施策3 施策3
2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	いきいきとみんなで健康に過ごせるまちづくり	目標4 孤独・孤立対策を通じた分野をまたぐ連携体制を強化する 目標1 健康寿命を延ばす 目標2 地域医療の体制を維持する			施策3 施策1 施策1
3 子育て支援の充実	地域全体で安心して子育てができるまちづくり	目標1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整える 目標2 育児負担・育児不安の軽減、世代間交流の促進を図る 目標3 相談体制の充実を図る 目標4 保育の充実を図る			施策1 施策1 施策1
4 高齢者福祉の充実	高齢者がいきいきと地域で暮らしていけるまちづくり	目標1 介護予防活動と高齢者の居場所づくりを推進する 目標2 認知症高齢者の相談・支援体制を強化する 目標3 高齢者の見守り体制の強化・推進を行う 目標4 高齢者の生きがいづくりを推進する			施策1 施策1 施策1
5 障がい者福祉の充実	誰もが共に支え合い、暮らす共生のまちづくり	目標1 相談体制の充実を図る 目標2 雇用・就労の支援を行う 目標3 障がいのある人の地域社会への参加を促進する 目標4 障がいのある人を地域全体で支える体制づくりを行う			施策1
6 健全な保険制度の運営	健全かつ適正な保険事業をめざすまちづくり	目標1 適正な保険運営を行う 目標2 持続可能な保険制度を確立させる 目標3 介護保険制度を安定的に運営する			
方向性2 安全に暮らせるまちへ（防災・防犯）					
1 消防・防災体制の強化	災害に強い防災・減災のまちづくり	目標1 防災意識を高めるための啓発を推進する 目標2 地域防災力を強化する 目標3 防災体制を充実させる			施策2 施策2 施策2
2 防犯対策の充実	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり	目標1 犯罪発生をなくす 目標2 地域住民の防犯意識を向上させる			施策2 施策2
3 消費者安全の推進	消費生活を安全に行えるまちづくり	目標1 消費生活相談や啓発を推進する 目標2 あらゆる機会をとらえて消費者教育を推進する			施策2 施策2
4 交通安全対策の充実	交通事故ゼロをめざし、誰もが安全に暮らせるまちづくり	目標1 交通事故を減らし、死亡者をゼロにする			施策2
<b>基本政策2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと</b>					
方向性1 うるおいのあるまちへ（都市基盤・住環境）					
1 市街地の整備	安全で快適に暮らせるまちづくり	目標1 生活道路を整備し、日常生活の利便性を向上させる 目標2 まちの活力を維持するため、空家等の既存ストックを活用する 目標3 安全で安心な居住環境の形成を図る 目標4 計画的な土地利用を図る 目標5 土地の保全及び地籍の明確化を図る			
2 公共交通の維持・確保	地域公共交通を維持し、誰もが安心して外出できるまちづくり	目標1 路線バスや鉄道等の公共交通の利用を促進する			
3 道路・交通ネットワークの維持・整備	安全な交通を確保したまちづくり	目標1 計画的な道路改良や整備を推進する 目標2 予防安全により道路橋の安全を確保する 目標3 都市計画道路等の整備を検討する			
4 上・下水道の整備	ライフラインの安定したまちづくり	目標1 老朽管の更新と管路の耐震化を計画的に行う 目標2 計画的な施設整備と事業の平準化を行う 目標3 長期にわたり健全で安定的な経営に努める 目標4 下水道への理解を高める 目標5 下水道による治水対策を進める			
5 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくり	目標1 すべての人が安全で快適に暮らせるようバリアフリーのまちづくりを進める 目標2 高齢者や障がいのある人を含むすべての人が暮らしやすい住環境づくりを進める 目標3 ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進する			
6 公園緑地と水辺環境の保全	水と緑を活かしたうるおいのあるまちづくり	目標1 緑に対する多様なニーズを踏まえ、公共空間の緑化や緑化意識の普及啓発を推進する 目標2 快適な公園機能を保持する 目標3 水辺空間の保全や活用を図る			
7 生活環境の向上	生活環境を良好に保つまちづくり	目標1 地球温暖化防止対策を推進する 目標2 生活環境の改善に係る活動を推進する 目標3 子ども向けの環境学習機会を確保する			施策2
8 ごみの減量・リサイクル活動の推進	環境への負荷が少ない資源循環型のまちづくり	目標1 ごみの減量化を推進する 目標2 古紙等のリサイクル率の向上を図る			
方向性2 活力のあるまちへ（産業・就業）					
1 農漁業の振興	地域の農水産を維持するまちづくり	目標1 農業・漁業従事者を支援する 目標2 地産地消を推進する 目標3 魅力ある産品を充実させ、販路の拡大を図る			施策1 施策3 施策3
2 商工業の振興	地元産業の活性化を図るまちづくり	目標1 地域産業の活性化を図る 目標2 中小企業を支援する 目標3 商工業の振興を図る 目標4 就労の促進を図る			施策3 施策1-2 施策3 施策1
<b>基本政策3 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと</b>					
方向性1 人を育むまちへ（教育・文化）					
1 子どもたちの学びの充実	豊かな心と生きる力を育むまちづくり	目標1 「豊かな心」と「生きる力」を育む教育を推進する 目標2 家庭や地域社会との連携・協力を深めながら学校教育を充実させる 目標3 学習環境の整備を進める			施策2 施策2 施策2
2 生涯学習の充実	誰もが夢や目標に向かい、生きがいを持って暮らせるまちづくり	目標1 あらゆる世代に学習機会を提供する 目標2 生涯スポーツ活動を振興する 目標3 芸術・文化活動を振興する			施策2 施策2 施策2
3 歴史・文化遺産の保存と活用	歴史・文化遺産を活用した魅力あるまちづくり	目標1 播磨町の文化・歴史を発信する 目標2 文化財保護・愛護意識の醸成を図る			施策3 施策3
4 多文化共生・人権教育の推進	多文化共生と人権・平和を尊重するまちづくり	目標1 互いの文化を理解し、尊重できる社会をめざす 目標2 人権を尊重し、思いやりのある社会をめざす 目標3 平和を希求し、心あつく社会をめざす 目標4 人権問題の解決に向けた支援体制の充実を図る			
方向性2 人がつながるまちへ（協働・行政）					
1 地域活動の活性化と住民協働の推進	みんなが主役で、みんなで協働するまちづくり	目標1 地域が活力にあふれる社会をめざす 目標2 地域と行政の協働によるまちづくりを展開する 目標3 必要な情報が行きわたる社会をめざす			施策3 施策3
2 健全な行政運営	持続可能な行政運営を進めるまちづくり	目標1 積極的な自主財源の確保を行う行政をめざす 目標2 効果的・効率的な行政運営を行い、次世代につなげる行政をめざす 目標3 優れた人材を確保し、育成する行政をめざす			

## 8.用語解説

あ 行	
IoT	Internet of Thingsの略語。家電、自動車など様々なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
ICT	Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信技術を活用したコミュニケーション。
アウトリーチ	「外へ手を伸ばす」という意味の英語であり、社会福祉の分野では、必要な助けが届いていない人に支援機関などの側からアプローチして支援を行うこと。
アンコンシャス・バイアス	性別や年齢、学歴などに対する、無意識の思い込みのこと。
ESG	Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））の頭文字をとった言葉で、これらの要素を考慮した投資活動や経営・事業活動のこと。
インクルーシブ遊具	障害の有無や身体能力、年齢、国籍などの違いに関わらず、だれもが利用しやすい遊具のこと。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略語。道路や上下水道など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。
Well-Being（ウェルビーイング）	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
雨水幹線	道路側溝などに集まった雨水を河川や海へ排除するための主要な下水道施設。
雨水ポンプ場	台風や大雨、高潮などの時、雨水を強制的に河川や海へ排除するための施設。
AI	Artificial Intelligenceの略語で、人工知能と訳される。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略語。登録した利用者同士が交流できるインターネット上のサービスの総称のこと。人と人とのコミュニケーションだけでなく、企業や組織の広報としても利用されている。
NPO	Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。
LGBTQ+	代表的な性的マイノリティを示すLesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Questioning（またはQueer）に「+」を付加することで、性的マイノリティの多様性を表している。
親亡き後	日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障がい者が、親の死後、生活上の様々な課題に直面すること。
か 行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
学童保育所	共働きやひとり親家庭の小学生を主対象に、放課後、夏休みや冬休みなどに保護者の代わりに預かり、適切な遊びや生活の場を提供する保育サービスを行う施設。
学校運営協議会	保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するためのしくみ。
感染症	細菌、ウイルス、真菌、寄生虫などの病原体が身体に侵入することで引き起こされる疾患。
狭あい道路	一般には幅員4メートル未満の道路のこと。
協働	複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

## 8.用語解説

クラウドファンディング	地域の課題を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感をした方から主としてインターネット等を通じて寄附を募る仕組み。
グローバル化	国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。
経常収支比率	地方公共団体の人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す比率で、財政構造の弾力性を表す。
健康ポイント	自治体が提供する健康づくりなどのプログラムへの参加や日常の健康づくりの成果（健康状態の維持・改善）等に基づき、ポイントが付与されるしくみ。
健診	健康診断または健康診査の略で、健康状態の判定を行い、病気の発生を未然に防ぐことを目的として行う。
検診	がん検診や歯周病検診等、特定の部位を検査することで、特定の疾患を早期発見・早期治療することを目的として行う。
広域連携	複数の地方公共団体が、協議により規約を定め、協議会を設置して、事務の一部の共同処理、事務の管理・執行に関する連絡調整、広域に関する総合的な計画の策定等を行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一般には一人の女性が一生の間に生む子どもの数として解釈される。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も重要な統計調査（基幹統計調査）。国内の人口や世帯の実態を明らかにするために5年ごとに行われる。
孤独・孤立	家族や社会との関係が希薄で他者との接触がほとんどない状態のこと。一般に、「孤独」とは主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的概念であり、つながりや助けのない状態を指す。
こども園	認定こども園のことで、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設。
子ども110番の家	地域の協力家庭が、犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察等へ連絡を行うなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守るボランティア活動。
<b>さ 行</b>	
参画	事業や政策などにその計画段階から主体的に関わること。
GX	「グリーントランスフォーメーション」の略称で、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革する取組のこと。
ジェンダー平等	社会的・文化的な性別（ジェンダー）に基づく偏見や男女の雇用・賃金格差といった経済的な不平等のない状態・状況。
自主防災組織	地域住民が自主的に防災活動を行う組織。
社会教育施設	家庭や学校の外で、子どもから高齢者まですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味を楽しむ機会を得ることができる生涯学習のための施設で、公民館、図書館、博物館等を指す。
住宅密集地区	住宅の密集したエリアのことで、特に木造家屋の密集は火災時の延焼危険性等、防災上の問題がある。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。
生涯学習	学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において生涯に行うあらゆる学習のこと。
食品ロス	本来は食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
新興感染症	新しく認知され、局地的または国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。

スマートシティ	ICT等の新技術や官民各種のデータを活用し、社会、経済、環境の側面から、現在及び将来にわたって、人々により良いサービスや生活の質を提供することができる都市または地域。
性的マイノリティ	性的少数者のことで、セクシャルマイノリティともいう。
成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。
<b>た 行</b>	
耐震化	大規模地震等に際して倒壊・損壊しないように建物を補強すること。
ダイバーシティ & インクルージョン	多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）と訳される、2つの言葉を組み合わせた用語で、国籍や性別など、個々に備わった属性の違いを認め合い、すべての個性が受け入れられ、存分に活かされている状態。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域医療	地域住民が抱える様々な健康上の不安や悩みを受け止め、適切に対応するとともに、広く住民の生活にも心を配り、安心して暮らすことができるよう、見守り支える医療活動。
地域コミュニティ	地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや組織のこと。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
地域ブランド	地域と商品・サービスを一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。
地域包括ケアシステム	要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
地籍調査	土地における地籍（土地に関する戸籍）の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等（地籍図、地籍簿）を作成する事業。
脱炭素社会	地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。
DX	「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、ビッグデータなどのデータとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスの改善、提供するサービスの向上、組織文化や風土を改革する取組。
デザインビルド方式	設計・施工の両方を一括して同じ会社に発注する方式。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
都市基盤	都市の様々な活動を支える最も基本となる施設のことで、一般には道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設を指す。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
特定健診	特定健康診査の略。40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等（医療保険者）が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防・改善するための健康診査。
<b>な 行</b>	
2040年問題	1970年代前半生まれの「団塊ジュニア」世代が高齢者となることによって起きる日本の社会問題の総称。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする活動を行う。
<b>は 行</b>	
バリアフリー	社会生活を送る上でのあらゆる障壁を取り除くこと。障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。

播磨臨海地域道路	神戸市西区と太子町の約 50 キロを結ぶ道路（開通時期は未定）。
ビッグデータ	一般的なデータベース管理システム等では記録や保管、解析が困難な巨大かつ複雑なデータ群のこと。
PDCA サイクル	「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返すこと、業務などの改善や効率化を図る考え方。
PPP/PFI	Public Private Partnership/Private Finance Initiative の略語。前者は、公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみで、公民連携ともいう。後者は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うしくみ。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集め、こども食堂や福祉団体等に提供する活動。
文化団体	文化的活動を目的とする団体。
防犯連絡所	警察署及び警察署管内にある防犯協会が、警察と地域の密接な防犯活動を推進するために設置されるもので、警察からの防犯情報等を地域住民に伝えるためのパイプ役等の機能を担っている。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすいように建物、もの、しくみ、サービスなどをデザインすること。
四者連携協定	地元産業の活性化に取り組むため、兵庫南農業協同組合、播磨町漁業協同組合、播磨町商工会、播磨町の四者で締結している連携協定のこと。
<b>ら 行</b>	
ライフスタイル	生活の様式や価値観。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信等の都市生活を支えるシステムのこと。
連携	複数の主体が互いに連絡を取り合いながら協力して物事を行うこと。
<b>わ 行</b>	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。

## 第 5 次 播磨町総合計画後期基本計画

[ 令和 8 年度～令和 12 年度 (2026 ～ 2030) ]

発行年月：令和 8 年 (2026 年) 3 月

発行：播磨町

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5-30

[TEL] 079-435-0355 (代表)

[FAX] 079-435-3398

[WEB]

<https://www.town.harima.lg.jp/>



[デザイン編集]  
(株) ジャパンインターナショナル総合研究所